

## 第2節 避難対策等

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表され、国から指示が発せられた場合において、後発地震が発生してからの避難では、津波からの緊急避難が間に合わない区域（以下、「事前避難対象区域」という）の設定や、事前避難対象区域内の住民等への避難の呼びかけ及び避難先等について定める。

なお、計画は津波避難施設の整備状況及び被害想定の実施等を踏まえ、見直していくものとする。

### 1. 地域住民等の避難行動等

#### (1) 基本方針

市が津波避難施設等の整備状況や避難訓練実施状況等の地域の特性を踏まえて定めた事前避難対象区域内の住民等に対して、市長は、後発地震に備え1週間避難を継続するよう呼びかけるものとする。

#### (2) 事前避難対象区域の設定

国の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」において、事前避難対象区域内の全ての住民等が後発地震に備え避難を継続すべきとされている「住民事前避難対象区域」は、市の津波避難施設等の整備状況や避難訓練実施状況等を踏まえて設定しないものとする。ただし、避難に一定の時間が必要な避難行動要支援者については、事前に避難することで安全性を高めることができることから、市は、「高齢者等事前避難対象区域」を以下のとおり設定する。

##### ア、高齢者等事前避難対象区域

富士市地域防災計画津波対策編に定める津波避難対象区域（資料7-1参照）

##### イ、事前避難の対象者

上記の対象区域内に居住する、避難に時間がかかる高齢者等の避難行動要支援者

#### (3) 避難情報の発令基準

市長は、国から指示が発せられた場合、事前避難対象区域内の避難対象となる住民等に対し、避難準備・高齢者等避難開始を発令する。

#### (4) 避難情報の伝達方法

市長は、避難準備・高齢者等避難開始を発令したときは、直ちに事前避難対象区域の住民等に対して、同時通報用無線等により広報し、その旨の周知徹底を図る。

#### (5) 避難に関しての平時からの周知事項

南海トラフ地震臨時情報は、極めてまれな状況で発表されるものであり、社会が混乱することなく防災対応を行うためには、住民等が、事前に臨時情報そのものを理解している必要がある。このため、市は、あらゆる機会を捉え、南海トラフ地震臨時情報の内容や情報が発表された場合にとるべき対応について広報に努め、住民等が正しく理解し、あらかじめ検討した対応を確実に実施できるよう努める。

##### ア、高齢者等事前避難対象区域の町内会（区）名

##### イ、家具の固定、備蓄物資の確認、非常持出品の確認等の日頃からの備えの再確認

##### ウ、安全な避難場所・避難経路等の確認

##### エ、避難行動における注意事項

#### (6) 避難計画の作成

市は、事前避難対象区域の住民等が一定期間避難生活する避難所の選定等の避難実施に係る計画をあらかじめ定めるものとする。

### 2. 避難所の設置

#### (1) 基本方針

避難先は、避難を継続する住民の知人宅等を基本とする。なお、市は、知人宅等への避難が困難な住民等のために、あらかじめ定めた施設に避難所を設置するものとする。

また、市は、住民等と避難実施の具体的な方法などについて、あらかじめ検討するものとする。

#### (2) 避難所の設置及び避難生活

##### ア、避難生活者

事前避難対象区域の住民等のうち、知人宅等への避難が困難な住民等とする。

## 要避難区域・避難対象区域 設定状況

| 要<br>避<br>難<br>対<br>象<br>区<br>域 | 災害要因   | 地区名  | 該 当 町 (区) 名           |
|---------------------------------|--|--|-----------------------|
|                                 |  | 津波避難対象区域   | 今 泉<br>元 吉 原<br>田 子 浦 |
| 山・崖崩れ危険予想区域<br>(土砂災害警戒区域)       | 吉 原  | 東国久保の一部  |                       |
|                                 | 伝 法  | 伝法町2の一部  |                       |
|                                 | 今 泉  | 御殿、吉原緑ヶ丘、水の上、泉町、鍛冶町3の一部  |                       |
|                                 | 元 吉 原  | 鈴川町3・4、今井本町、今井東町、今井毘沙門町、大野町の一部                                   |                       |
|                                 | 広 見  | 源太坂、広見町6・7、桜ヶ丘、美原町、百合ヶ丘、久保町、若松町2、三ツ倉南の一部                         |                       |
|                                 | 青 葉 台  | 若松町1・3の一部  |                       |
|                                 | 神 戸  | 神戸1、今宮の一部  |                       |
|                                 | 原 田  | 吉原中島町1・2、三ツ沢3、原田町3、宇東川町1の一部                                      |                       |
|                                 | 吉 永  | 中比奈町2、東比奈町2・3、富士岡入町の一部   |                       |
|                                 | 須 津  | 神谷町2・3、神谷緑町、増川町1・2・3、江尾町1・2の一部                                   |                       |
|                                 | 浮 島  | 浮島町3の一部  |                       |
|                                 | 富 士 見 台  | 富士見台8の一部   |                       |
|                                 | 吉 永 北  | 間門町、鶴無ヶ淵町1、陽光台西、陽光台東、陽光台南、石井町、桑崎町の一部                             |                       |
|                                 | 大 淵  | 片倉町、落合町、中野町1・2、八王子町2、八王子本町、城山町、大淵町3、吉原富士本中町、吉原富士本西町、次郎長町、三ツ倉町の一部 |                       |
|                                 | 岩 松 北  | 上町、富士上中、富士下中、旭町、湯沢平1・2、滝戸の一部                                     |                       |
|                                 | 鷹 岡  | 鷹岡本町1・2の一部   |                       |
|                                 | 天 間 丘  | 天間東の一部<br>傘木の一部  |                       |
| 富 士 川                           | 木島、小山、室野、相生町、岩淵上町、吉津、舟山町、坂下、岩淵旭町、中之郷塚町、中之郷川坂、新町本町、大楽窪、中之郷本通1・3・4、中之郷新町、四十九町、中之郷宮町、小池、中之郷幸町、かぎあなの一部 |  |                       |
| 松 野                             | 南松野1・2、松野富士見町、松野八幡町、大北、俣下、清水町の一部   |  |                       |
| 火災延焼危険予想区域                      | 伝 法  | 吉原上中町、伝法3の一部   |                       |
|                                 | 広 見  | 石坂1・2の一部   |                       |
|                                 | 今 泉  | 駿河台3の一部  |                       |
|                                 | 元 吉 原  | 今井本町、今井毘沙門町、今井東町の一部、西田中町、檜町の一部                                   |                       |
|                                 | 吉 永  | 富士岡町1・2、富士岡本花守町、富士岡洪脇町の一部  |                       |
|                                 | 須 津  | 中里町1・3の一部  |                       |
|                                 | 田 子 浦 丘  | 前田新田、鮫島、田子、小須、中丸浜、新浜の一部<br>厚原中、厚原東2の一部                           |                       |
|                                 | 鷹 岡  | 厚原西の一部   |                       |
|                                 | 富 士 南  | 三四軒屋の一部  |                       |
|                                 | 富 士 川  | 中之郷本通1・3の一部、中之郷新町、岩淵旭町、相生町の一部、岩淵上町、舟山町、坂下の一部                     |                       |

- \* 津波避難対象区域は、静岡県第4次地震被害想定に基づく富士市津波避難行動計画による。
- \* 山・崖崩れ避難対象区域は、急傾斜地崩壊危険区域に指定されている範囲。
- \* 火災延焼危険予想区域は、地震対策編 第2章 第5節に定める危険区域警防計画の範囲。